議案第４２号

甲府市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について

甲府市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和７年２月２６日提出

甲府市長　樋　口　雄　一

甲府市国民健康保険条例の一部を改正する条例

甲府市国民健康保険条例（昭和３４年３月条例第９号）の一部を次のように改正する。

第１３条の２第１項中「６５万円」を「６６万円」に改め、同項第２号中「２９万５，０００円」を「３０万５，０００円」に改め、同項第３号中「５４万５，０００円」を「５６万円」に改め、同条第４項中「６５万円」を「６６万円」に、「２４万円」を「２６万円」に改め、同条第５項中「６５万円」を「６６万円」に改める。

第１３条の５第１項中「６５万円」を「６６万円」に改め、同項第１号中「国民健康保険法施行規則」の次に「（昭和３３年厚生省令第５３号）」を加え、同条第３項中「６５万円」を「６６万円」に、「２４万円」を「２６万円」に改め、同条第４項及び第５項中「６５万円」を「６６万円」に改め、同条第７項中「６５万円」を「６６万円」に、「２４万円」を「２６万円」に改め、同条第８項中「６５万円」を「６６万円」に改める。

第１４条第１項第１号中「（昭和３３年厚生省令第５３号）」を削る。

第１４条の５中「６５万円」を「６６万円」に改める。

第１４条の５の１０中「２４万円」を「２６万円」に改める。

附　則

１　この条例は、令和７年４月１日から施行する。ただし、第１３条の５第１項第１号の改正規定及び第１４条第１項第１号の改正規定は、公布の日から施行す

る。

２　この条例による改正後の第１３条の２、第１３条の５（同条第１項第１号の改正規定に係る部分を除く。）、第１４条の５及び第１４条の５の１０の規定は、令和７年度以後の年度分の保険料について適用し、令和６年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

提案理由

国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、保険料の賦課限度額の引上げを行うとともに、保険料の軽減措置を拡充する等については、この条例を制定する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。